

議案第 4 3 号

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 相手方 ■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■ ■
- 2 事件名 損害賠償請求等事件
- 3 請求の趣旨及び請求の原因
 - (1) 請求の趣旨
 - ① 相手方は本市に対し、金 15 万 7560 円及びこれに対する平成 28 年 11 月 24 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
 - ② 訴訟費用は相手方の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。
 - (2) 請求の原因

平成 28 年 11 月 24 日午前 10 時 42 分頃、羽曳野市白鳥 2 丁目 16 番 34 号先路上において、市内循環バスである公用車がバス停から発進しようとしたところ、相手方が運転する車両と衝突する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

本市が加入している公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「共済会」という。）が過失割合について示談折衝を行っていたが、相手方は本市ほか 1 名に対して損害賠償を求める訴訟を提起した。

よって、本市としては、公用車の修理に要した期間中に借用したレンタカー費用及び弁護士費用の支払いを求めて訴えを提起するものである。

なお、本件事故に係る公用車の修理費用については、保険法第 25 条第 1 項に基づき、共済会が損害賠償請求権を取得していることから本市と共同して訴訟を行うものである。
- 4 事件に関する取扱い及び方針
 - (1) 共済会が指定した弁護士を訴訟代理人とする
 - (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
 - (3) 本市は、上記訴訟において和解をすることができる。

平成 29 年 6 月 5 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄